

別記 2

(A)	(B) 主 用 途 部 分	機能的に従属する用途に供される部分		備 考
		(C)勤務者、利用者の利便に供される部分	(D)密接な関係を有する部分	
(1) 項 イ	<u>舞台部</u> 、 <u>客席</u> 、 <u>映写室</u> 、 <u>ロビー</u> 、 <u>切符売場</u> 、 <u>出演者控室</u> 、 <u>大道具・小道具室</u> 、 <u>衣装部屋</u> 、 <u>練習室</u> 、舞台装置及び営繕のための作業室	<u>食堂</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>ラウンジ</u> 、 <u>クローク</u>	展示博物室、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室及びホール	下線のあるものは、「政令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱いについて(昭和 50 年 4 月 15 日消防予第 41 号、消防安第 41 号)」の別表にある項目を示す。(以下同じ。)
(1) 項 ロ	<u>集会室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>ホール</u> 、 <u>宴会場</u> 、その他上欄を準用する。	<u>食堂</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>クローク</u>	<u>展示博物室</u> 、 <u>図書室</u> 、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場	
(2) 項 イ	<u>客席</u> 、 <u>ダンスフロアー</u> 、 <u>舞台部</u> 、 <u>調理室</u> 、 <u>更衣室</u>	<u>専用駐車場</u> 、 <u>クローク</u> <u>託児室</u>		
(2) 項 ロ	<u>遊技室</u> 、 <u>遊技機械室</u> 、 <u>作業室</u> 、 <u>更衣室</u> 、 <u>待合室</u> 、 <u>景品場</u> 、 <u>ゲームコーナー</u> 、 <u>ダンスフロアー</u> 、 <u>舞台部</u> 、 <u>客席</u>	<u>食堂</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>クローク</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>バー</u>	サウナ室、体育館	
(2) 項 ハ	<u>客室</u> 、 <u>通信機械室</u> 、 <u>リネン室</u> 、 <u>物品庫</u> 、 <u>更衣室</u> 、 <u>舞台部</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>事務室</u>	<u>託児室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>クローク</u>		
(2) 項 ニ	カラオケ室、インターネット利用室、事務室、待合室、ゲームコーナー、図書室	厨房、シャワー室、飲食提供場、専用駐車場		
(3) 項 イ	<u>客席</u> 、 <u>客室</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>宴会場</u> 、 <u>リネン室</u>	<u>専用駐車場</u> 、 <u>結婚式場</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>ロビー</u>		
(3) 項 ロ	<u>客席</u> 、 <u>客室</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>宴会場</u> 、 <u>リネン室</u>	<u>専用駐車場</u> 、 <u>結婚式場</u> 、 <u>託児</u>	娯楽室、サウナ室、会議室	

(A)	(B) 主 用 途 部 分	機能的に従属する用途に供される部分		備 考
		(C)勤務者、利用者の利便に供される部分	(D)密接な関係を有する部分	
		室		
(4) 項	<u>売店</u> 、 <u>荷さばき室</u> 、 <u>商品倉庫</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>事務室</u>	<u>専用駐車場</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>写真室</u> 、 <u>遊技室</u> 、 <u>結婚式場</u> 、 <u>美容室</u> 、 <u>理容室</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>集会室</u>	<u>催物場</u> （ <u>展示博物室</u> を含む。）、 <u>貸衣装室</u> 、 <u>料理・美容</u> 等の生活教室、現金自動支払機室	卸売問屋は、原則として本項に該当する。
(5) 項 イ	<u>宿泊室</u> 、 <u>フロント</u> 、 <u>ロビー</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>洗濯室</u> 、 <u>配膳室</u> 、 <u>リネン室</u>	<u>娯楽室</u> 、 <u>バー</u> 、 <u>ビアガーデン</u> 、 <u>両替所</u> 、 <u>旅行代理店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>美容室</u> 、 <u>理容室</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>喫茶室</u>	<u>宴会場</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>結婚式場</u> 、 <u>売店</u> （連続式形態のものを含む。）、 <u>展望施設</u> 、 <u>プール</u> 、 <u>遊技室</u> 、 <u>催物室</u> 、 <u>サウナ室</u>	
(5) 項 ロ	<u>居室</u> 、 <u>寝室</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>教養室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>共同炊事場</u> 、 <u>洗濯室</u> 、 <u>リネン室</u> 、 <u>物置</u> 、 <u>管理人室</u>	<u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>ロビー</u> 、 <u>面会室</u>	来客用宿泊室	旅館業法の適用のない来客用宿泊室は、当該用途に供するものとして扱う。
(6) 項 イ	<u>診療室</u> 、 <u>病室</u> 、 <u>産室</u> 、 <u>手術室</u> 、 <u>検査室</u> 、 <u>薬局</u> 、 <u>事務室</u> 、 <u>機能訓練室</u> 、 <u>面会室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>研究室</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>付添人控室</u> 、 <u>洗濯室</u> 、 <u>リネン室</u> 、 <u>医師等当直室</u> 、 <u>待合室</u> 、 <u>技工室</u> 、 <u>図書室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>娯楽室</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>理容室</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>ティールーム</u>	臨床研究室	病院と同一棟にある看護婦宿舎又は看護学校の部分は、(5) 項ロ又は (7) 項の用途に供するものとして扱う。
(6) 項 ロ	<u>居室</u> 、 <u>集会室</u> 、 <u>機能訓練室</u> 、 <u>面会室</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>作業室</u>	<u>売店</u>		
(6) 項 ハ	<u>居室</u> 、 <u>集会室</u> 、 <u>機能訓練室</u> 、 <u>面会室</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>作業室</u>	<u>売店</u>		
(6) 項 ニ	<u>教室</u> 、 <u>職員室</u> 、 <u>遊技室</u> 、 <u>休養室</u> 、 <u>講堂</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>体育館</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>図書室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u>	音楽教室、学習塾	

(A)	(B) 主 用 途 部 分	機能的に従属する用途に供される部分		備 考
		(C)勤務者、利用者の利便に供される部分	(D)密接な関係を有する部分	
(7) 項	<u>教室</u> 、 <u>職員室</u> 、 <u>体育館</u> 、 <u>講堂</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>研究室</u> 、 <u>クラブ室</u> 、 <u>保健室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、喫茶室、談話室	学生会館の集会室、合宿施設、学童保育室、同窓会及びPTA 事務室	同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
(8) 項	<u>閲覧室</u> 、 <u>展示室</u> 、 <u>書庫</u> 、 <u>ロッカー室</u> 、 <u>ロビー</u> 、 <u>工作室</u> 、 <u>保管格納庫</u> 、 <u>資料室</u> 、 <u>研究室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>映写室</u> 、 <u>観賞室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、喫茶室、専用駐車場		
(9) 項 イ	<u>脱衣室</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>体育室</u> 、 <u>待合室</u> 、 <u>マッサージ室</u> 、 <u>ロッカー室</u> 、 <u>クリーニング室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、喫茶室、娯楽室、託児室		
(9) 項 ロ	<u>脱衣室</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>クリーニング室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、サウナ室（小規模な簡易サウナ）、娯楽室	有料洗濯室	
(10) 項	<u>乗降場</u> 、 <u>待合室</u> 、 <u>運転指令所</u> 、 <u>電力指令所</u> 、 <u>手荷物取扱所</u> 、 <u>一時預り所</u> 、 <u>ロッカー室</u> 、 <u>仮眠室</u> 、 <u>救護室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、喫茶室、 <u>旅行案内所</u>	理容室、両替所	
(11) 項	<u>本堂</u> 、 <u>拝殿</u> 、 <u>客殿</u> 、 <u>礼拝堂</u> 、 <u>社務所</u> 、 <u>集会堂</u> 、 <u>聖堂</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、喫茶室、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>図書室</u>	<u>宴会場</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>結婚式場</u> 、 <u>宿泊室</u> （旅館業法の適用のあるものを除く。）、娯楽室	1 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。 2 礼拝堂及び聖堂は、規模、形態にかかわらず本項に該当する。
(12) 項 イ	<u>作業所</u> 、 <u>設計室</u> 、 <u>研究室</u> 、 <u>事務室</u> 、 <u>更衣室</u> 、 <u>物品庫</u> 、 <u>製品展示室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>図書室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>診療室</u>		同一敷地内にある独立性の高い施設は、当該用途に供

(A)	(B) 主 用 途 部 分	機能的に従属する用途に供される部分		備 考
		(C)勤務者、利用者の利便に供される部分	(D)密接な関係を有する部分	
				するものとして扱う。
(12) 項 ロ	<u>撮影室</u> 、 <u>舞台部</u> 、 <u>録音室</u> 、 <u>道具室</u> 、 <u>衣装室</u> 、 <u>休憩室</u> 、客席、ホール、リハーサル室	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>ラウンジ</u>		客席、ホールで興行場法の適用のあるものは、原則として(1)項に該当する。
(13) 項 イ	<u>車庫</u> 、 <u>車路</u> 、 <u>修理場</u> 、 <u>洗車場</u> 、 <u>運転手控室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u>		二輪自動車、原動機付自転車及び自転車を混在して駐車する対象物については本項の用途とする。
(13) 項 ロ	<u>格納庫</u> 、 <u>修理場</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>更衣室</u>	<u>専用駐車場</u>		
(14) 項	物品庫、荷さばき室、 <u>事務室</u> 、 <u>休憩室</u> 、作業室（商品保管に関する作業を行うもの）	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>展示室</u>		
(15) 項	事 務 所 金 融 機 関 官 公 署 研 究 所 <u>事務室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>会議室</u> 、ホール、物品庫（商品倉庫を含む。）	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>娯楽室</u> 、 <u>体育室</u> 、 <u>理容室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>診療室</u>	展示室、展望施設	1 会議室、ホールは規模形態（固定いす、舞台、映写室を有するオーディトリウム形態のものを含む。）を問わず、事業所の主目的に使用するもので、興行場法の適用のないものは原則として本項の主たる用途に供するものとして扱う。 なお、興行場法の適用のあるものは、原則として(1)

(A)		(B) 主 用 途 部 分	機能的に従属する用途に供される部分		備 考
			(C)勤務者、利用者の利便に供される部分	(D)密接な関係を有する部分	
					項に該当する（以下、本項において同じ。）。 2 特定の会員組織で作られた談合等を行うクラブは、本項に該当する。
	新 聞 社	事務室、休憩室、会議室、ホール	食堂、売店、喫茶室、談話室、ロビー、診療室、図書室、専用駐車場	旅行案内室、法律・健康等の相談室	
	研 修 所	事務室、教室、体育室	食堂、売店、診療室、喫茶室、談話室、娯楽室、専用駐車場		研修のための宿泊室は、(5)項ロの用途に供するものとして扱う。
	観覧席を有しない体育館	体育室、更衣室、控室、浴室	食堂、売店、診療室、喫茶室、専用駐車場	映写室、図書室、集会室、展示博物館	主として体育競技に使用されるもので、小規模な観覧席（選手控席的なもの）を有するものは、本項に該当する。